

東出雲中学校 いじめ防止基本方針

令和6年8月改定

「いじめ」とは	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条より】
---------	---

学校教育目標
『 自立貢献 ～自他のために、積極的に行動できる力の育成～ 』
めざす生徒像
○自立：自ら考え、進んで自己を活かす努力をする生徒 ○友愛：仲間を大切にし、互いに協力し合う生徒 ○勤労：人のために活動することを尊び、粘り強くやりぬく生徒 ○健康：温かい心と、強い体をもつ生徒 ○将来設計：夢や希望をもち、実現するために努力する生徒

未然防止の基本的な考え
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることや、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報共有する。

早期発見・対応の基本的な考え
いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることである。「いじめが発生した学校は悪い学校」と考えるのではなく、いじめを早期に発見して、早期に対応することの重要性を第一として「いじめを積極的に見出し、適切に対応する学校が良い学校である」といういじめ観、生徒指導観を大切にする。

事実関係の確認
情報の迅速な共有、いじめに係る情報の適切な記録、詳細な事実関係の確認 「いじめを行った生徒」に聴くこと ○事実関係（誰にどんな行為を誰といつ頃から。動機や理由。その時、どう感じたか。今、どう思っているか。等） ○いじめに至った背景（心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。） ※「いじめを受けた生徒」に聴く際は、心のケアと心の安定の回復に向けた配慮のもと行う。 ※「周囲の生徒」に聴く際は、情報を提供した者が不利益を得ないように配慮のもと行う。

いじめが「解消している」状態とは
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。 ① いじめに係る行為が止んでいること ◆被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続している。 ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと ◆被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

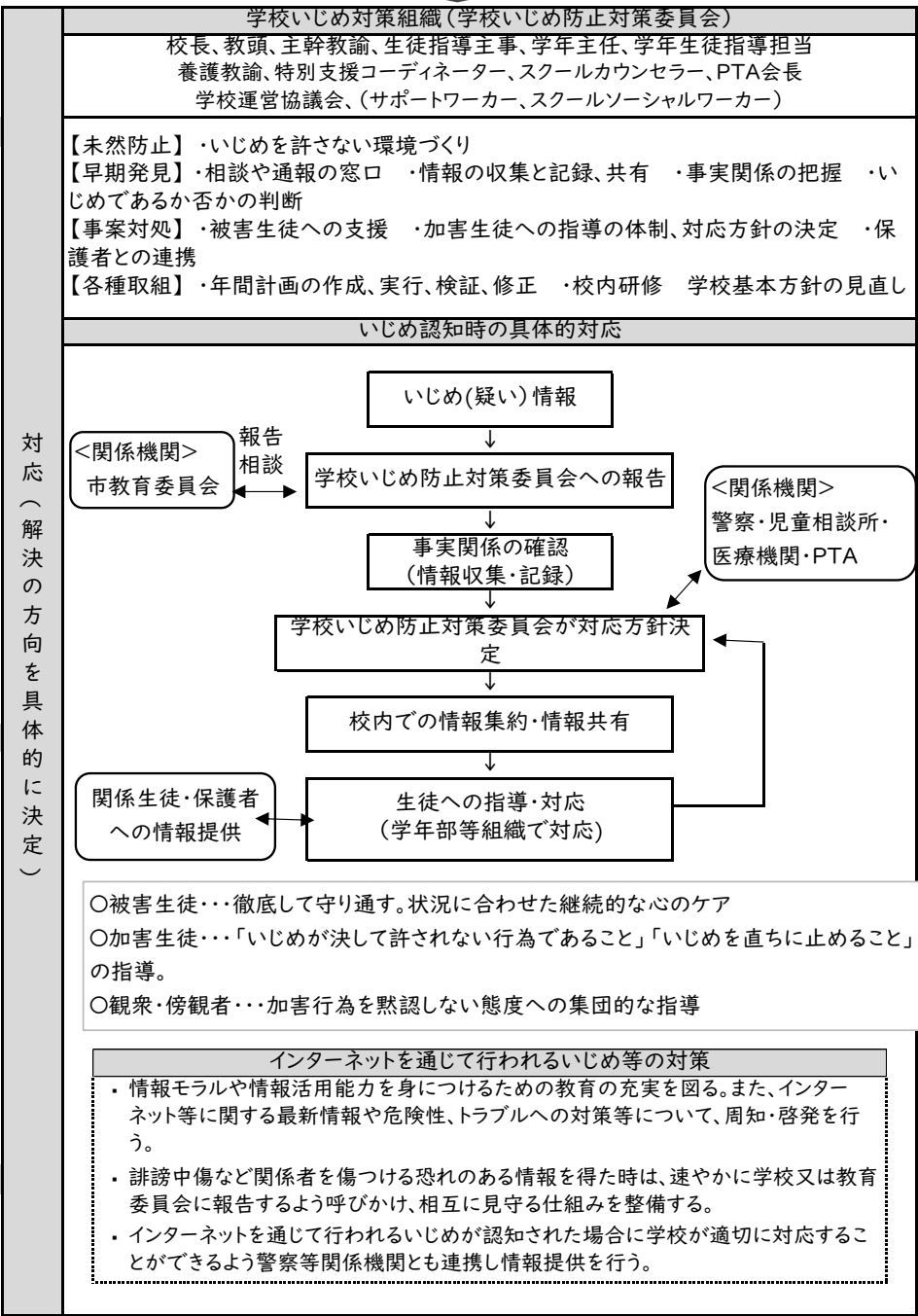
いじめ防止取組の評価
・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、教職員による自己評価、保護者などの学校関係者による評価の評価項目に位置付ける。 ・ 評価結果やいじめアンケート等に基づいていじめ防止のための改善に取り組む。

いじめ防止の基本理念
いじめから子どもたちを救うためには、学校・家庭・地域の大人一人一人が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」との認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうる」との認識をもち、 ■ 全ての子どもたちが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう努める。 ■ 全ての子どもたちがいじめを行わず、いじめを放置することがないようにするとともに、「いじめは決して許されない」という意識や互いの人格を尊重し合える態度を育てることをめざす。 ■ いじめを受けた子どもたちの生命及び心身を保護することを重要し、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

いじめの未然防止 ～ だれもが安心して過ごし、学べる学校づくり ～
■ 生徒一人一人が学校に自分の居場所があると感じるとともに、自己肯定感や自己有用感を感じることができる学校 ■ 生徒一人一人が自分の意見や考えを持ち、自分の言葉できちんと伝え合える力が育つ学校 ■ 生徒一人一人がきまりや法を尊重し、規律正しい態度で生活することができる学校 ■ 生徒一人一人が「いじめは決して許されない」という意識を高め、他者を理解しあうことができる学校 ■ 生徒一人一人と教職員が触れ合う機会を多くし、生徒と教職員との信頼関係を築ける学校 ■ 教職員自身がお互いの人権を尊重し、協働して教育活動に取り組める学校

いじめの早期発見・対応
■ 日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が自分の悩みを訴えやすい体制を整備する。 ■ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行う。 ■ 生徒の些細な変化を見つけ、その背後に潜んでいる可能性のあるいじめ等の行為の発見に努める。 ■ いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底する。 ■ 保護者、地域等から寄せられる情報を有効に活用する。 ■ いじめ・いじめと疑われる情報や子ども間の人間関係に関する悩み事等を得た時は、教職員は一人で抱え込まずに情報を発信し、複数で対応する。

いじめへの対処 ～適切な初期対応・組織対応に努める～



松江市いじめ防止基本方針
市の（5つの）責務 学校の（6つの）責務・・・裏面掲載 保護者の（5つの）役割・・・裏面掲載 子どもの（4つの）役割・・・裏面掲載 地域・関係諸機関の（4つの）役割

家庭・地域その他関係機関との連携

学園教育（保幼・小・中一貫教育）

未然防止のための具体的な取組
○「絆づくり」、「居場所づくり」のための人間関係づくり(集団作り)の取組 ○生徒会活動、学年活動、学級活動の充実 ○生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する授業の実践 ○特別な支援や配慮の必要な人に対する理解教育の推進 ○生徒同士のつながりを取り入れた、わかる授業の実践

早期発見のための具体的な取組
○生徒指導委員会の定期的な開催(週1回) ○教育相談週間の設定(每学期) ○学校生活振り返りアンケートの実施(每学期) ○スクールカウンセラー相談日(毎週) ○アンケートQ-Uの実施とその活用 ○スクールソーシャルワーカー、サポートワーカー、授業支援系スタッフとの連携

いじめに対する措置 ※いじめ初期対応の基本
「さしすせそ対応」 さ 最悪の事態を想定して し 慎重に す 素早く せ 誠意をもって そ 組織を挙げて対応する

関係諸機関との連携
松江市教育委員会 島根県中央児童相談所 松江地方法務局 松江警察署 医療機関

いじめの重大事態
○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ○相当の期間（目安は年間30日の欠席や一定期間連続の欠席。）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。
重大事態の対応
① 学校いじめ防止対策委員会に報告（生徒や保護者の申し立て） ② 教育委員会の判断による調査組織の設置 ・ 学校いじめ防止対策委員会の調査 ・ 教育委員会（学校、第三者加入）の調査 ・ 学校いじめ対策組織に第三者を加える調査 ・ 学校が第三者委員会を立ち上げ、行う調査 ③ 事実関係を明確にするための調査 ④ 被害生徒への支援、加害生徒に対する指導等 ⑤ 調査結果の報告 ・ 生徒及び保護者に対する適切な情報提供 ・ 教育委員会が市長に報告 ⑥ 再調査の指示（市長が必要と認めた場合） 「松江市いじめ問題調査委員会」の再調査 ⑦ 再調査の結果に基づいた対応

保護者の皆様

「いじめ」を防止・発見・解決するためには、保護者の皆様と学校との協力が必要です。お子様の日々の様子をしっかりと見つめていただき、気になる変化がありましたら、すぐに連絡や相談をしてください。

下の「いじめサイン発見シート」はお子さまがいじめにあっているかどうかを知る手がかりになるように文部科学省が作成したものです。ご活用いただき、心配なことがありましたら学級担任や養護教諭などまずは相談しやすい教職員に連絡してください。

【保護者の（5つの）役割】

- ・ 子どもへ愛情を注ぎ、心情理解や安心して過ごせる家庭環境づくりに努める。
- ・ 他人に対する思いやりや規範意識、自立心等の道徳性を培う。
- ・ いじめに対する認識を高め、日頃から子どもへの適切な指導と見守りを行う。
- ・ 子どもの見守り等、学校が行ういじめの防止等の取組に協力する。
- ・ いじめを発見、いじめの疑いを認めた場合は速やかに学校、市又は関係機関へ相談又は通報する。

「松江市いじめ防止基本方針より」

いじめのサイン 発見シート

朝 （登校前）	☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 ☐ 遅刻や早退がふえた。 ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
夕 （下校後）	☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。 ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。 ☐ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。
夜 （就寝前）	☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 ☐ 学校や友達の話が減った。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。 ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。 ☐ 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。
夜間 （就寝後）	☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。 ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。 ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

いじめについて電話で相談

【 東出雲中学校 】
52-2455

【 松江市いじめ相談電話ホットライン 】
55-5048

- 生徒指導推進室
55-5652
- 青少年相談室（いじめの電話相談）
21-7867
- 青少年支援センター
0800-200-2700
- 人権男女共同参画課 人権施策推進係
55-5426
- こども家庭センター
60-8141
- 市民生活相談課（伺います係）
55-5677
- 子どもと家庭電話相談室
0120-258-641
- 24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310

学校の（6つの）責務

・教職員が子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

・校長の強力なリーダーシップのもと「いじめは絶対に許されないこと」「いじめられる側にも問題があるという見方は間違いであること」「いじめられている子どもを守りぬくこと」を表明する。

・教育活動全体を通じて、自他の生命を大切にする心、人権意識、公共心及び道徳的実践力等を育成し、より良い人間関係づくりの実践的な取組を行う。

・いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を図るための定期的なアンケートや相談窓口の設置等、子どもの声を大切にした教育相談体制を整備する。

・いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関等との連携を図る。

・いじめが発生した場合には、解消のための早急な対応と被害者及び加害者双方の子どもへの適切な救済、関係の修復を図る。また、双方の保護者との適切な意思の疎通を図る。

子どもの（4つの）役割

・自分を大切にし、他の人も同じように大切にする。

・より良い人間関係をつくり、いじめのない、明るい生活をおくる。

・いじめを受けた場合は、一人で悩まず家族、先生、友達、関係機関等へ相談する。

・いじめがあると思われる場合は、当事者に声をかけたり、周囲の大人に積極的に相談したりする。